解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日存立時期満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月三十日

佐賀県唐津市呼子町加部島一二六五番地

財団法人加部島保育園

清算人　大久保繁俊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月三十日

沖縄県宮古島市平良字西里一四二番地

特定非営利活動法人にぎわいみゃーく

清算人　堀川　政憲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年八月十九日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月三十日

三重県鈴鹿市高塚町一〇六八番地の一

清算法人広瀬土地改良区

代表清算人　豊田　力郎

解散公告（第三回）

当公社は、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受け、平成二十二年七月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月三十日

和歌山県道路公社

代表清算人　仁坂　吉伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神楽六条一三丁目八〇八番地五、最後の住所札幌市白石区栄通一七丁目一一番一九号ハイツ坂一〇五号

被相続人　亡　簗取　亘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三十日

札幌市中央区北二条西一〇丁目植物園グランドハイツ五〇六肘井博行法律事務所

相続財産管理人弁護士　肘井　博行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市中島町二丁目九番、最後の住所北海道室蘭市中島町二丁目九番二一号

被相続人　亡　若松　竹治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三十日

北海道室蘭市東町二丁目二七番四号セミナービル三階北海道みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増川　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡三戸町大字二日町四六番地、最後の住所青森県十和田市大字相坂字小林九五番地五コーポラスはないち

被相続人　亡　川村　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三十日

事務所青森県八戸市根城五丁目一二番一六号　中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村徳三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田二九六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　早川春比古

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三十日

福島県いわき市好間町下好間字鬼越二四番地の二　相続財産管理人　宇津　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字足崎一四五八番地三九七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　服部　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三十日

茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号　相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡大柏木村一三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松本　徳泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三十日

群馬県前橋市飯土井町六二〇番地三　相続財産管理人　大澤栄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市喜沢一丁目四七番地五、最後の住所埼玉県三郷市早稲田四丁目二七番地三　被相続人　亡　栗原　瑞男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三十日

事務所埼玉県春日部市中央一丁目五一番地一二ハルキヤビル二階春日部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大里　定則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区高島平一丁目三三番、最後の住所東京都板橋区高島平一丁目三三番二号

被相続人　亡　丸山　嘉幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三十日

東京都千代田区神田佐久間町三―三三　三井田ビル六階

相続財産管理人　弁護士　織間　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南足柄市和田河原三四〇番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小島美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月三十日

神奈川県小田原市本町二丁目一番三号ＨＳビル二階　まちかど法律事務所

相続財産管理人　弁護士　町川　智康

第22期決算公告

平成22年9月30日　札幌市中央区北2条西3丁目1番地タケサトビル

タケサト株式会社

代表取締役社長　武田　聡

貸借対照表の要旨　（平成22年7月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	215,977	流動負債	91,502
固定資産	1,627,429	固定負債	175,951
		負債合計	267,453
		株主資本	1,575,953
		資本金	99,150
		資本剰余金	1,344,646
		資本準備金	1,344,646
		利益剰余金	132,157
		その他利益剰余金	132,157
		純資産合計	1,575,953
資産合計	1,843,406	負債・純資産合計	1,843,406

(注)　当期純利益　6,714千円